

第25回 農業委員会総会議事録

令和元年7月26日開会

中標津町農業委員会

令和元年7月26日、第25回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日出席した委員

8番	上	原	房
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達

附議した案件

- (イ) 議案第140号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第142号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第143号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ホ) 議案第144号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第73号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第74号 農地法第5条許可書の交付について
- (チ) 議案第145号 中標津町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程の制定について

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	岩崎 敏巳
農地係 長	葛西 利光
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第25回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番、瀧本 和男 委員。
7番、須崎 智 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 6月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
6月25日、中標津町・両農協・農業委員会で組織します、中標津町農業後継者対策協議会総会を役場302号会議室で開催し、平成30年度事業実績と収支決算を報告し令和元年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。
令和元年度事業計画では、夏季・冬季交流会の開催や北海道農業公社が主催する「ふ

れあい交流会」への参加など今後の取組みについて協議しております。

以上で会務報告を終わります。

- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。
(1)から(3)について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長。
- 農地係長 上程になりました議案第140号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の3ページをお開きください。(1)(2)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、札幌市〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、採草放牧地、面積16,476㎡、利用状況、採草放牧地。ほか3筆、畑176,971㎡、採草放牧地43,464㎡、計220,435㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成26年12月24日から令和元年10月28日まで。5、合意契約成立の日。令和元年7月1日。6、解約の理由。合意解約。4ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積74,558㎡、利用状況、牧草畑。ほか2筆、畑125,879㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成28年1月29日から令和2年11月29日まで。5、合意解約成立の日。令和元年6月25日。6、解約の理由。合意解約。この2件については、議案第142号(8)(10)に関連するもので、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するため、期間内解約するものです。5ページをお開きください。
(3)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積28㎡、利用状況、牧草畑。
3、利用権の種類。使用貸借権。4、契約期間。平成27年7月28日から令和7年7月27日まで。5、合意解約成立の日。令和元年7月1日。6、解約の理由。合意解約。
この案件については、議案第141号(3)に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農家に所有権移転するため、期間内解約するものです。
以上、賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)(2)について説明いたします。7ページをお開きください。
(1)(2)は借主が同一なことから一括して説明いたします。
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、取締役、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,271㎡、利用目的、
牧草畑。ほか38筆、畑609,270㎡、採草放牧地168,217㎡、計777,487㎡。3、
許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。
借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、
期間。令和元年8月1日から令和11年7月31日まで。6、当事者の経営状況。
構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇
〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、9ページ10ページのとおりと
なっております。11ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。中標津町〇〇〇〇番
地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積205,351㎡、利用目的、
牧草畑。ほか7筆、畑645,412㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所
有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うも
の。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年8月1日から令和11年
7月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇
〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図に
ついては、12ページのとおりとなっております。
この2件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再
度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2
項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしまし
た。

以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(3) について説明いたします。13ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積28㎡、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑28㎡、採草放牧地57,010㎡、計57,038㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、14ページ15ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、所有していた農地について、当事者双方の申出により所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進

班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について、説明いたします。17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積77,363㎡の内45,000㎡、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑129,395㎡。3、許可を受けようとする事由。

貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年8月1日から令和6年7月31日まで。6、価格。年500,000円。7、資金調達方法。自己資金500,000円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、18ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。19ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,461㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年8月1日から令和6年7月31日まで。6、価格。年222,000円。7、資金調達方法。自己資金222,000円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、20ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。21ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積23,935㎡、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑128,700㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年8月24日から令和6年8月23日まで。6、価格。年385,000円。7、

資金調達方法。自己資金 385,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、22ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4) について説明いたします。23ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、採草放牧地、面積 11,832 ㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。316,000 円。6、資金調達方法。自己資金 316,000 円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、24ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の未、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定について」(5)について説明いたします。25ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,646㎡の内82,646㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年7月26日から令和11年6月30日まで。6、価格。年272,700円。7、資金調達方法。自己資金272,700円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(6)(7)について説明いたします。27ページをお開きください。なお、(6)(7)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,930㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑89,059㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,491,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金6,400,000円、自己資金91,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、28ページのとおりです。29ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 15,098 m²、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑 143,100 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。10,452,000 円。6、資金調達方法。自己資金 10,452,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30ページのとおりです。
この2件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、〇〇〇〇あります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(8)について説明いたします。31ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 16,476 m²、利用目的、採草放牧地。ほか3筆、畑 176,971 m²、採草放牧地 43,464 m²、計 220,435 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年7月29日から令和元年10月28日まで。6、価格。年 251,680 円。7、資金調達方法。自己資金 251,680 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32ページのとおりです。この案件につきましては、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(9)について説明いたします。33ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積1,981㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。34,160,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金34,160,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、35ページのとおりです。この案件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、〇〇〇〇が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものがあります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(10)について説明いたします。36ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,558㎡、利用目的、

牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年7月29日から令和2年11月29日まで。6、価格。141,480円。7、資金調達方法。自己資金141,480円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37ページのとおりです。この案件につきましては、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第143号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第143号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。39ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成30年8月17日。3、農地中間管理機構を含めた調整結果。平成30年12月5日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、40ページのとおりでありまして、合計10筆、222,794㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもの

で、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第143号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(2)について説明いたします。41ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成30年11月30日。3、農地中間管理機構を含めた調整結果。平成31年3月29日、農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、42ページのとおりであります、合計22筆、711、738㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、要請いたします。
日程7、議案第144号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第144号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。76ページをお開きください。
平成30年度分といたしまして〇〇〇〇(株)。令和元年度分といたしまして〇〇〇〇(有)、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇。以上10件の提出がありました。令和元年6月30日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程8、報告第73号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第73号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。49ページをお開きください。
許可日、令和元年6月21日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,234㎡。3、許可期間は令和元年6月22日から永年となっております。50ページをお開きください。

許可日 令和元年6月21日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,045㎡の内4,968㎡。3、許可期間。令和元年6月22日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長

以上で報告を終わります。

日程9、報告第74号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長

報告第74号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

52ページをお開きください。

許可日。令和元年6月21日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積51,060㎡の内17,576㎡。3、許可期間。令和元年6月21日から令和2年6月20日となっております。

以上、報告いたします。

議長

以上で報告を終わります。

日程10、議案第145号「中標津町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程の制定について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長

上程になりました議案第145号「中標津町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程の制定について」提案理由のご説明を申しあげます。議案の54ページをお開きください。

この件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地法の一部についても改正され、第43条及び第44条が追加されたところであります。

農地法第43条及び第44条の規定につきましては、「農作物栽培高度化施設に関する特例」の条項でありまして、農作物栽培高度化施設とは、「農作物の栽培の用に供するものであって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るため底面をコンクリート等で覆っている施設」等であり、従前においては農地転用等の許可が必要だったものですが、あらかじめ農業委員会へ届出することによって農作物の栽培を、「耕作に該当する」もの、つまり農地として扱われるというものであります。

今回の改正の内容につきましては、ただいま、ご説明いたしましたとおり「農業委

員会へ届出する」ことによって農地と扱うこととされており、農業委員会への届出があった場合においては、直ちに受理不受理の決定を専決処理にて進めるとともに、専決処理したときには、直近の総会に報告することとされていることから、会長の専決事項の規定の第1条第3号として「農地法第43条に規定される届出の提出があった場合における届出書の受理又は不受理の決定」を追加するもので、令和元年8月1日から施行するものでございます。
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり制定いたします。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第25回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月26日

会 長 _____

6 番 _____

7 番 _____